

公安委員会 説明資料No. 1	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について	令和3年4月15日 刑 事 局
<p>1 概要</p> <p>平成30年7月に公布された特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」という。）及び平成31年3月に公布された特定複合観光施設区域整備法施行令（以下「IR整備令」という。）の施行に向け、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正を行うに当たり、意見公募手続を実施するもの。</p> <p>2 改正案の概要</p> <p>(1) カジノに係る特定取引の一部を住居の代わりに国籍及び旅券等の番号の確認を行う取引として規定（第8条第1項第1号）</p> <p>IR整備令の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令においてカジノに係る特定取引が規定され、取引時確認が必要となるところ、当該カジノに係る特定取引のうち、本邦内に住居を有しない一定の外国人について、住居の代わりに国籍及び旅券等の番号の確認を行う取引を規定するもの。</p> <p>(2) 船舶観光上陸許可書を本人確認書類に追加（第6条第1項第2号並びに第7条第1項第1号及び第3号）</p> <p>船舶観光上陸の許可を受けて本邦に在留する外国人が携帯を義務付けられている船舶観光上陸許可書を本人確認書類に追加するもの。</p> <p>(3) その他</p> <p>その他所要の規定の整備を行うもの。</p> <p>3 今後の予定</p> <p>意見公募手続：令和3年4月16日から同年5月15日まで（30日間）</p> <p>施行期日：IR整備法の施行の日</p>		

公安委員会 説明資料No. 2	「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する告示案」に対する意見の募集について	令和3年4月15日 交 通 局
<p><b>1 背景</b></p> <p>現在、東京都の国家戦略特区提案事項として、ガス事業者がガス漏洩検査に用いる搭乗型移動支援ロボットを、道路交通法上の普通自動二輪車ではなく、小型特殊自動車として位置付けてほしいという要望がなされている。</p> <p><b>2 意見募集の内容</b></p> <p>令和3年3月に東京都多摩市で行われたガス漏洩検査の実施において一定の安全性が確認されたことや、使用される形態等を踏まえ、国家戦略特別区域内において法第77条第1項の規定による許可を受けて行われる作業で使用される搭乗型移動支援ロボットのうち、道路交通法上の自動車に区分されるものを、「内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車」と位置付けるため、内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件（平成21年内閣府告示第3号）の一部を改正することについて意見公募手続を行うもの。</p> <p><b>3 意見募集の期間</b></p> <p>令和3年4月16日（金）から令和3年5月15日（土）までの間</p> <p><b>4 施行期日</b></p> <p>公布の日（令和3年6月を予定）</p>		

公安委員会	令和3年度国家公安委員会・警察庁	令和3年4月15日
説明資料No. 3	交通安全業務計画（案）等について	交 通 局
<p>1 令和3年度交通安全業務計画（案）について</p> <p>(1) 作成の根拠</p> <p>交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条により、交通安全基本計画に基づき、毎年度、作成するもの。</p> <p>(2) 昨年度計画からの主な変更点</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 自転車利用者の交通ルールに関する理解の促進のための交通安全教育の充実に関する記載の追加</li><li>○ 自転車を用いた配達業務中の交通事故の防止に向けた取組に関する記載の追加</li><li>○ 自転車乗車時におけるヘルメット着用推奨を全年齢に拡大</li><li>○ 歩行者から運転者に対する横断意思の表示に関する記載の追加</li><li>○ 生活道路、通学路等における物理的デバイス等の設置及び信号機等の整備に関する記載の充実</li><li>○ 改正道路交通法の施行に伴う記載の追加</li></ul> <p>2 交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部改正について</p> <p>第11次交通安全基本計画の策定等を踏まえた記載の追加を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 横断するときは、手を上げるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えるようにすべき旨の記載の追加</li><li>○ 自転車乗車時における乗車用ヘルメット等の着用の促進についての記載の追加</li><li>○ 吹雪等による視界不良時の運転における注意事項についての記載の追加</li></ul>		

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」 における検討状況について</p>	<p>令和3年4月15日</p> <p>交通局</p>
-------------------------------	--	-----------------------------

### 1 有識者検討会の開催趣旨等

技術の進展等により登場してきた新たなモビリティについて、他の交通主体を含めた多様な交通主体全ての交通の安全と円滑を図るための交通ルール等の在り方について、多角的・体系的に検討するもの。

令和2年7月から令和3年4月までに7回開催。

※ 新たなモビリティの例：電動キックボード、搭乗型移動支援ロボット、自動配送ロボット、状態が変化するモビリティ

### 2 検討の方向性

- 一定の大きさ以下の電動モビリティは、最高速度に応じて3類型に区分し、区分に応じた走行場所等のルールを適用すべき。
- 状態が変化するモビリティは、最高速度に応じた表示を行った上で、走行場所の切替えを認めることが可能。
- 自動配送ロボット等の無人自律走行するモビリティについては、歩行者相当の交通ルールに従い、歩行者等を優先するものである必要があり、車体の安全性や実効的なルール担保の在り方を更に検討。
- 歩道走行時の速度、ヘルメットの着用義務、走行場所切替え時の表示の在り方等について引き続き検討。

### 3 今後の予定

令和3年4月15日（木） 中間報告書公表

※ 警察庁における検討の進捗状況に応じて第8回以降の有識者検討会を開催。

## 1 国会への年次報告

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「団体規制法」という。）第31条の規定に基づき、前年中の同法の施行状況について、閣議（法務省との共同閣議請議）を経て、国会に報告するもの（今次報告で22回目）。

※ 本年1月、公安審査委員会は、オウム真理教（麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体）に対し、公安調査庁長官の観察に付する処分（以下「観察処分」という。）の期間を3年間（令和6年1月31日まで）更新する決定を行っている。

## 2 報告内容

令和2年中における団体規制法に基づく観察処分の期間の更新請求、同処分の実施等のほか、同処分に付された団体の組織及び活動の概況について報告するもの。

本報告のうち、警察活動に関する事項として、

- 観察処分の期間の更新に係る、公安調査庁長官に対する、警察庁長官の意見陳述
- 観察処分の実施のために公安調査官が実施する立入検査に際しての関係都道府県警察による立入先周辺の警戒警備
- 公安調査庁が実施した地域住民との意見交換会への参加について報告している。

## 3 今後の予定

今国会中 閣議決定、国会報告予定

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 6</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年4月15日</p> <p>警 備 局</p>
<p><b>1 感染者数【4月14日時点】</b></p> <p>(1) 国内における感染状況～508,802人（死亡9,425人）</p> <p>(2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）</p> <p>(3) 世界における感染状況～136,742,302人（死亡2,950,258人）</p> <p><b>2 政府の対応</b></p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。</p> <p>(2) 7都府県に緊急事態宣言を発出（令和2年4月7日）。緊急事態措置区域を全国に拡大（同月16日）。段階的に全ての都道府県の緊急事態を解除（同年5月25日）。</p> <p>4都県に緊急事態宣言を再度発出（令和3年1月8日）。緊急事態措置区域を11都府県に拡大（同月14日）。段階的に緊急事態措置区域を縮小し、4都県の緊急事態措置を終了（同年3月21日）。</p> <p>(3) まん延防止等重点措置（以下「重点措置」という。）の実施を決定（令和3年4月5日から5月5日までの間、宮城県、大阪府、兵庫県）。重点措置を実施すべき区域の追加（同年4月12日から5月5日までの間、京都府、沖縄県。4月12日から5月11日までの間、東京都）。</p> <p>(4) 国内の感染状況が厳しい状況や海外からの入国者から変異株が確認された事例を踏まえ、水際対策を更に強化（令和2年12月28日から全ての国・地域からの新規入国の一時停止。令和3年1月14日からビジネストラック等の一時停止）。</p> <p>現在、152か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長6日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請し、待機期間中の健康フォローアップ等を実施。</p> <p><b>3 警察の対応</b></p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 空港、医療施設等における警戒警備の実施</p> <p>(3) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携等</p> <p>(4) 感染拡大防止のための取組の徹底</p>		